

## 木津川市公職者等弔慰内規

この内規は、木津川市公職者等の弔慰に関する内規を定めることを目的とし、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。

公職者及びその親族等の死亡時の弔慰

1 自治功労者 (1) 本人 お供え 供花 連絡範囲 全自治功労者、全市議会議員、全職員 その他 市三役等特別職への葬儀の参列
2 市議会議員 (1) 本人 お供え 供花 連絡範囲 全市議会議員、全職員 その他 市三役等特別職への葬儀の参列 (2) 親族（配偶者、血族一親等及び同居の親族一親等に限る。） お供え 供花 連絡範囲 全市議会議員、全職員
3 一般職員 (1) 本人 お供え 供花 連絡範囲 全市議会議員、全職員 (2) 親族（配偶者、血族一親等及び同居の親族一親等以内の範囲に限る。） お供え 供花 連絡範囲 全市議会議員、全職員
4 会計年度任用職員（本人） お供え 供花 連絡範囲 全職員
5 地域長（本人） お供え 供花 連絡範囲 全市議会議員、全職員、全地域長
6 消防団長（本人） お供え 供花 連絡範囲 全市議会議員、全職員、全消防団員

7	執行機関の委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、 固定資産評価審査委員会、 <u>財産区管理会管理委員</u> ）（本人）
お供え	供花
連絡範囲	所属委員会の全委員、全市議会議員、全職員
8	附属機関の委員（条例により選任された委員）（本人）
お供え	供花
連絡範囲	所属委員会の全委員
9	市長、議会等の推薦を受け、国・府より任命等された者（本人）
お供え	供花
10	その他市の委嘱の市医及び委員（本人）
お供え	供花
11	一部事務組合等の市が属している団体の議員及び職員（本人）
お供え	供花
12	その他 （1）市三役等特別職の葬儀への参列については、他の公務に支障のない範囲で対応する。 （2）供花については、概ね5,000円から10,000円程度のものとする。 （3）公務災害による死亡の場合は、別途、その都度の協議により対応を決定する。 （4）その他必要な場合については、その都度の協議により対応を決定する。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成20年9月16日から施行する。
- 2 この内規は、平成20年12月1日から施行する。
- 3 この内規は、平成21年3月31日から施行する。
- 4 この内規は、平成23年9月1日から施行する。
- 5 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 7 この内規は、令和4年7月1日から施行する。